

新型コロナウイルスへの対策について

事業者の皆さまへ

事業継続支援事業および事業継続 上下水道料金支援事業

詳細 緊急経済対策給付金室 ☎(32)6445
上下水道部営業課 ☎(32)6679

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う不要不急の外
出・移動の自粛により影響を受けた市内の中小・小規
模事業者のうち、令和2年12月～令和3年3月のいづれ
かの月の売り上げが前年同月比で30%以上減少してい
る事業者の支援を行います。

対象事業者 市内に主たる事業所がある中小・小規模事業者

対象要件 令和2年12月～令和3年3月の期間で、ひと月の売
り上げが前年同月比で30%以上減少した月があること（令和3年
2月または3月で比較する場合は、前々年同月比でも可）

支援内容 ●1事業者あたり10万円 ●業務用水道
料金・下水道使用料を2カ月分減免（上下水道料金の
減免については本市と給水契約がある事業者のみ）

申請先 5月31日(月)までに原則郵送（消印有効）
で 緊急経済対策給付金室 ※詳細は市HPをご覧ください



雇用調整助成金等申請費用補助金

詳細 工業・雇用振興課 ☎(32)6436

新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業
させ、雇用調整助成金（雇用保険被保険者対象）や緊
急雇用安定助成金（パート・アルバイト対象）を活用し、
申請事務を社会保険労務士などに依頼した場合、その
費用を補助します。

対象事業者 国の助成金の支給申請にかかる事業所が市内に所在
する法人または個人事業者

補助額 上限30万円、補助率10分の10

申請先 工業・雇用振興課（市役所7階）

市民の皆さまへ

一般相談窓口（コールセンター）

新型コロナウイルス感染症に関して、市の対応（公共施
設の開設状況や子どもの預かりなど）について、ご相談
をお受けするため、専用ダイヤルを開設しています。

専用ダイヤル ☎(32)6079（平日：8時45分～17時15分）

生活困窮者自立相談支援窓口

生活のことでお悩みの方へ相談窓口を設置しています。

相談窓口 総合福祉課（市役所1階13番窓口）☎(32)6189

市政トピックス

小規模事業者向けパッケージ第2弾

詳細 商業振興課 ☎(32)6445

新型コロナウイルス感染拡大防止対策店舗改装費補助事業
市内の飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業の店舗
を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を目的
とした店舗改装費を補助します。

対象事業者 次の①～③を全て満たすこと ①市内で飲食サー
ビス業、小売業、生活関連サービス業に属する店舗を営んで
いる市内の中小・小規模事業者 ②市税の滞納が無い事業者
③令和2年度実施の店舗改装費補助事業（特例）を利用してい
ない店舗

対象工事 市内の施工業者を利用した次に該当する工事

・店舗の換気向上 ・店舗の密集対策

支援内容 上限50万円以内、補助率3分の2（1事業者1申請）

申請期間 4月1日(木)～5月31日(月) ※応募多数の場合は抽選

申請先 商業振興課（市役所9階）

新型コロナウイルス対策融資信用保証料補給事業

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、市内主要金融機
関から融資を受けた事業者のうち、北海道信用保証協会による
保証を受けた中小・小規模事業者が負担した信用保証料を補
給します。

対象事業者 市内の中小・小規模事業者

対象融資 市からセーフティネット保証（危機関連保証を含む）
の認定を受け、かつ北海道信用保証協会へ信用保証料の支払
いが生じる融資

支援内容 上限10万円（1融資あたりの限度額）

申請受付期間 4月1日(木)～令和4年2月28日(月)

申請先 商業振興課（市役所9階）※詳細は市HPをご覧ください



中小企業支援について

詳細 緊急経済対策給付金室 ☎(32)6445

国や道、市などの中小企業支援についての
相談・紹介はこちら。



税金や保険料の免除の相談はこちら

市税納付等の徴収猶予について	市納税課 ☎(32)6274
道税の納税や申告について	苫小牧道税事務所 ☎(32)5191
国民健康保険、後期高齢者 医療保険の傷病手当金について	市保険年金課 ☎(32)6425
国民年金保険料免除・ 納付猶予について	市保険年金課 ☎(32)6429